教職員の負担軽減に関する項目

教育職員への一年単位の変形労働時間制の導入については、ニーズ等を見極め必要に応じ対応を検討することとしている。

教職員の負担軽減に関する項目

　地域部活動については、今年度、国の事業を活用し、２市町でモデル実施を行い、課題を整理しているところ。今後、課題の整理と具体的な方策の検討を進めていく。

今後の国の動向を注視しながら、適切に対応できるよう、関係課で十分な協議を行い、検討を進めていく。

教職員の休暇制度・負担軽減に関する項目

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成22年度から実施しているところ。

　危険回避休暇については、近年の減災・防災の取組み等を踏まえ、各府立学校において、台風接近時等の刻々と変化する状況に、より即時的な対応が取れるよう、平成31年４月より、同休暇承認にあたっての手順を変更したところ。

　また、市町村立学校の教職員の在宅勤務については、各市町村教育委員会が有する服務監督権に基づいて、判断されるべきものと考えている。

　府立学校における在宅勤務（テレワーク）については、平成30年９月より、育児・介護がある等を要件として、試行的に実施し、ニーズや課題を検証し、令和２年度から規模を拡大し本格運用を実施しているところ。

　府立学校においては、これまでの在宅勤務の取扱いを継続することとしている。

教職員の負担軽減に関する項目

実習教員については、国標準を上回る定数を削減することとし定数削減を見込んだものであり、退職あとを補充しないで削減してきたところであり、実習教員の退職に伴って学校運営に支障がでないよう、適正な人員管理に努めてきたところ。

実習教員の年齢構成等を踏まえると、正規職員の新規採用を行うことが必要になったことから、令和２年度より採用を再開した。

なお、実習教員の新規採用数については、当面の間、退職者数や再任用者数などの動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度、決定していく。

引き続き、学校運営に支障がでないよう、適正な人員管理に努めていく。

また、校務員業務や支援学校の給食調理業務についてはアウトソーシングを行うことにより定数削減を見込んだものであり、退職あとを補充しないで削減していくもの。

新たに設置する大阪府立高等学校に係る教職員の配置については、大阪府の配置基準に基づき、教職員を配置することとしている。

教職員の労働安全衛生に関する項目

府教育委員会では、府立学校安全衛生管理者研修会及び府立学校衛生管理者等研修会を毎年開催するとともに、全府立学校に安全衛生委員会を設置し、職員の安全及び健康の確保、快適な職場環境の形成に努めているところ。

　また、感染症の予防対策や陽性者等が発生した場合の対応については、文部科学省通知等に基づき、適宜安全衛生管理者に対し指導している。

教職員の労働安全衛生に関する項目

　新型コロナウイルス感染症に関する対策・予防については、府のマニュアル（「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」及び「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル　市町村立学校園版」）において記載するとともに、適宜改訂し、府立学校及び市町村教育委員会へ周知してきたところ。

　新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された際の基本的な対応についても府のマニュアルに記載するともに、府立学校においては「児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応」として通知するとともに、市町村教育委員会へも情報提供しているところ。

　また、結核や麻しんなど、他の感染症が発生した場合の対応についても、参考資料の作成や提供を行っているところ。

　今後も、基本的な感染症対策のポイント（「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」）を含め、感染症の予防・発生後の対応について、引き続き周知・啓発を行っていく。

教職員の負担軽減に関する項目

同じ障がい種別８人までを１学級とする支援学級の編制基準の見直しについて、引き続き国に対して要望していく。

支援学級の増加分に相当する教員定数についても、府の配分方針のとおり増配置してきているところ。今後とも、各学校の状況等を把握しながら適切な対応に努めていく。